

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年四月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年四月七日

埼玉県本庄県土整備事務所長 木村 和正

<p>路 線 名</p>	<p>勅使河原本庄線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>児玉郡上里町大字金久保九五二番一 地先から同郡同町大字神保原町字和 尚八七三番五地先まで（ただし、関係 図面に表示する部分に限る。）</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和五年四月七日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十一年二月六日付け埼 玉県本庄県土整備事務所長告 示第十二号で告示した道路予 定区域の一部供用開始である。 延長一、〇四六・四〇メートル</p>